

早稲田電気工学会規則

2023 年 5 月

EWE 規則-001-I

早稲田電気工学会規則

* 修正箇所：赤字表示

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は早稲田電気工学会と称し、英文名を The Waseda Electrotechnical Society とし略称をEWEとする。

(事務所)

第2条 本会は事務所を東京都新宿区大久保3丁目4番の1 早稲田大学西早稲田キャンパス内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、あわせて「電気工学」を基盤とする分野での学術ならびに技術の進歩発展をはかり、文化の向上と産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 会報、ニュース、会員名簿その他の印刷物の編集、発行、頒布
- 二 講演会、講習会、研究会および見学会の開催
- 三 EWE三月会運営、EWE活性化委員会運営の援助
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は次の4種とする。

- 一 正会員
- 二 学生会員
- 三 特別会員
- 四 賛助会員

(正会員)

第6条 正会員は次の各号に該当する者とする。

- 一 早稲田大学において次のいずれかの学科等を卒業または修了した者
 - イ 基幹理工学部情報理工学科、電子光システム学科、情報通信学科および電子物理システム学科、先進理工学部電気・情報生命工学科および大学院基幹理工学研究科情報理工学専攻、電子光システム学専攻、情報理工・情報通信専攻および電子物理システム学専攻、先進理工学研究科電気・情報生命専攻
 - ロ 理工学部電気・情報生命工学科、コンピュータ・ネットワーク工学科および大学院理工学研究科電気・情報生命専攻、情報・ネットワーク専攻
 - ハ 理工学部電気工学科、電気電子情報工学科、電気通信学科、電子通信学科、電子・情報通信学科、情報学科および大学院理工学研究科電気工学専攻、電子・情報通信学専攻、情報科学専攻
- ニ 第一理工学部電気工学科、電気通信学科

- ホ 第二理工学部電気工学科
- ヘ 専門部工科電気科、電気通信科
- ト 理工科電気工学科
- 二 早稲田大学において次のいずれかの学科等を卒業または修了した者のうち入会を希望する者
 - イ 基幹理工学部応用数理学科および表現工学科、大学院基幹理工学研究科数学応用数理学専攻および表現工学専攻、大学院先進理工学研究科ナノ理工学専攻、生命理工学専攻および先進理工学専攻
 - ロ 大学院理工学研究科ナノ理工学専攻および生命理工学専攻、大学院国際情報通信研究科国際情報通信学専攻および大学院情報生産システム研究科情報生産システム工学専攻
 - ハ 早稲田工手学校、早稲田高等工学校、早稲田工業高等学校、産業技術専修学校、早稲田大学専門学校の電気科および電気通信学科
- 三 第6条第一号記載の学科または専攻に在職する、または在職していた専任教員、専任講師、助教及び助手
- 四 早稲田大学において基幹理工学部応用数理学科、大学院先進理工学研究科ナノ理工学専攻および生命理工学専攻、大学院国際情報通信研究科国際情報通信学専攻および大学院情報生産システム研究科情報生産システム工学専攻に在職する、または在職していた専任教員、専任講師、助教及び助手で入会を希望する者
- 五 会員の推薦により理事会において相当と認められた者
ただし、正会員で第7条の規程に該当する者は、その学期中は学生会員とする。

(学生会員)

第7条 学生会員は次の各号に該当する者とする。

- 一 早稲田大学において次のいずれかに在学する者
 - イ 基幹理工学部情報理工学科、情報通信学科および電子物理システム学科、先進理工学部電気・情報生命工学科、大学院基幹理工学研究科情報理工学専攻、情報理工・情報通信専攻および電子物理システム学専攻、先進理工学研究科電気・情報生命専攻
 - ロ 6条二項イまたはロの学科または専攻において、正会員または第6条四項に該当する専任教員の研究室に所属する者
- 二 早稲田大学において次のいずれかに在学する者で入会を希望する者
 - イ **基幹理工学部**、応用数理学科および表現工学科、大学院基幹理工学研究科数学応用数理学専攻および表現工学専攻、大学院先進理工学研究科ナノ理工学専攻、生命理工学専攻および先進理工学専攻
 - ロ 大学院理工学研究科ナノ理工学専攻および生命理工学専攻、大学院国際情報通信研究科国際情報通信学専攻ならびに大学院情報生産システム研究科情報生産システム工学専攻

(特別会員)

第8条 特別会員は、第6条第一号に定める学科等に在職した非常勤講師で正会員でない者について理事会において相当と認められた者とする。

(賛助会員)

第9条 賛助会員は本会の目的を賛助する個人または団体とする。

- 2 個人の賛助会員で第6条第一号から第四号の規程に該当しない者は、第6条第五号による正会員とする。

(会費)

第10条 会員は毎年次の会費を前納するものとする。

- 一 正会員 3,000円
- 二 学生会員 1,500円
- 三 賛助会員
 - 個人 5,000円
 - 団体 1口 10,000円 1口以上

- 2 特別会員からは会費を徴収しない。
- 3 正会員である賛助会員からは正会員会費を徴収しない。
- 4 終身会費として 50,000 円を一括して納入したとき、および満 70 歳以上で 20,000 円・満 65 歳以上 70 歳未満で 30,000 円・満 60 歳以上 65 歳未満で 40,000 円を一括納入したときは、以後会費を徴収しない。
- 5 正会員は 4 年分を一括して前納でき、その時の納入額は 10,000 円とする。
- 6 学生会費の徴収範囲は理事会で決定する。

第 4 章 役員、幹事、評議員および職員

(役員)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 20 人以上 30 人以内
- 二 監事 2 人

ただし理事の定数には会長 1 人、会長代理 1 人、副会長 4 人以上 8 人以内を含む。

(役員を選任方法)

第 12 条 役員は評議員会において、正会員から選任する。

- 2 早稲田大学先進理工学部電気・情報生命工学科および基幹理工学部情報理工学科および電子物理システム学科および情報通信学科の主任は、会長に選任された場合を除き、職務上の副会長になる。
- 3 前項外の役員に欠員を生じたときは、後任者を会長が指名し、理事会の承認により決定する。

(役員任期)

第 13 条 会長および会長代理の任期は 1 年として、再任を妨げない。

- 2 職務上の副会長を除く理事の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 監事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(会長、会長代理および副会長)

第 14 条 会長は本会を代表し、本会の業務を総括する。

- 2 会長代理は次期会長候補であり、任期中は会長を補佐し会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 副会長は会長、会長代理を補佐する。

(理事)

第 15 条 理事は理事会を組織し本会の業務を執行する。

- 2 理事の分掌する業務の範囲は、会長がこれを定める。

(理事会の招集および議決)

第 16 条 理事会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。ただしあらかじめ通知された議題について、書面または、電磁的記録をもって意志を表示した者は出席者とみなす。
- 3 理事会の議事は、第 36 条に定める場合を除き、出席者の過半数で決する。

(監事)

第 17 条 監事は本会の財産の状況および理事の業務執行の状況を監査する。

- 2 監事は本会の財産の状況および理事の業務執行の状況について、会長に意見を述べる。
- 3 監事は理事会に出席し意見を述べるができる。

(幹事)

第 18 条 本会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は会長の命を受け理事を補佐する。
- 3 幹事は理事会において正会員から選任する。
- 4 幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(評議員)

- 第 19 条 本会に評議員をおく。
2 評議員は評議員会を組織する。
3 評議員はそれぞれの同級生の消息を把握する。

(評議員の選任)

- 第 20 条 評議員は第 6 条第一号イ、ロ、ハに定める学科の卒業生から原則卒業年度について 1 人以上を理事会が推薦し、会長が委嘱する。
2 ただし、事業年度から一定の年を経過した卒業年度の卒業生は原則対象から除外する(定年制)
3 定年制の運用に関する規程は別途定める

(評議員の任期)

- 第 21 条 評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(評議員会)

- 第 22 条 評議員会は次の事項を決議する。
一 会長、会長代理、副会長、理事および監事の選任に関する事項
二 事業計画に関する事項
三 予算、決算に関する事項
四 規則の変更
五 その他本会の業務に関する重要事項

(評議員会の招集および議決)

- 第 23 条 評議員会は会長が召集し、その議長となる。
2 定時評議員会は、毎年 5 月に開催する。
3 理事会が必要と認めるときは、臨時に評議員会を開くことができる。
4 評議員会は、評議員の過半数の出席を必要とする。ただしあらかじめ通知された課題について、書面または、電磁的記録をもって意志を表示した者は出席者とみなす。
5 評議員会の議事は、第 36 条に定める場合を除き、出席者の過半数で決する。

(名誉評議員)

- 第 24 条 本会に名誉評議員をおく。
2 名誉評議員は本会々長を歴任したもの、または本会に特別の功績があり理事会が推薦したものとする。

(職員)

- 第 25 条 本会に職員若干人をおく。
2 職員は会長の命を受け、本会の事務を処理する。
3 職員は会長が任免する。

(委員会)

- 第 26 条 本会に理事会の合意で委員会を設置することができる。委員会から選出された代表(最大 2 名)は理事待遇とすることができる。

第 5 章 地方本部、職域支部および学生部会

(地方本部および職域支部)

- 第 27 条 本会に地方本部および職域支部をおく。
2 地方本部および職域支部の設置、改廃は理事会において決定する。
3 地方本部および職域支部に関する規程は別に定める。

(学生部会)

- 第 28 条 学生会員は学生部会を組織する。
2 学生部会に関する規程は別に定める。

第6章 総 会

(総 会)

第29条 総会は正会員をもって構成し、次の事項を承認する。

- 一 事業報告ならびに収支決算
- 二 事業計画ならびに収支予算
- 三 規則の改正に関する事項
- 四 その他必要な事項

(総会の招集)

第30条 総会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、30人以上の正会員の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 通常総会は毎年5月に開催する。
- 4 理事会が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができる。

第7章 資産および会計

(資 産)

第31条 本会の資産は次の各号とする。

- 一 会費収入
- 二 会誌等の広告収入
- 三 資産から生じる果実
- 四 寄附金品
- 五 その他の収入

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(予 算)

第33条 本会の予算は、定時評議員会の議決を経て通常総会の承認を受けなければならない。

(決 算)

第34条 本会の決算は、監事が監査を行い、定時評議員会の議決を経て通常総会の承認を受けなければならない。

(特別会計)

第35条 特別な事業を行うときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第8章 規則の変更

第36条 この規則を変更しようとするときは、理事会および評議員会において、出席者の3分の2以上の議決を経て総会の承認を受けなくてはならない。

付 則

- 1 この規則の変更は昭和62年5月22日から施行する。
- 2 会長、会長代理および職務上の副会長を除く役員ならびに評議員は、毎年半数を改選する。
- 3 年度の途中で就任した役員、幹事および評議員の任期は前任者の残任期間とする。

変 更 ・ 改 訂 記 録

版 Rev.	発行日	変更・改訂箇所及び内容	作 成
A	08-12-17	S61. 5. 23、S62. 5. 22、H7. 5. 19、H11. 5. 21、H12. 5. 19、 H13. 5. 18、H15. 5. 17 に改訂されたものを電子データに 転記	総務担当理事
B	08-4-17	第 2 条：早稲田大学理工学部内を大久保キャンパス内に変更 第 3 条、第 6 条、第 7 条：理工学部再編に伴い電子光シ ステム学科追加 第 10 条：6 項を追加 第 26 条に委員会を追加し、以降の条項番号を繰り上げ	総務担当理事
C	09-04-15	第 2 条：早稲田大学大久保キャンパス内を西早稲田キャンパス 内に変更	総務担当理事
D	10-04-15	第 3 条：コンピュータ・ネットワーク工学を情報理工学に変更 第 6 条、第 7 条：新設に伴い電子光システム学専攻追加 第 12 条：理工学部を先進理工学部、基幹理工学部に変 更、コンピュータネットワーク工学科を情報理工学科に変更、電子 光システム学科を追加	総務担当理事
E	13-04-18	第 3 条：学科の列記をやめ「電気工学」を基盤とする分 野に変更 第 6 条、第 7 条：情報通信学科、情報理工・情報通信専 攻および表現工学科、表現工学専攻を追加 第 7 条：ハを在籍していないので削除 第 12 条：理事数および副会長人数を各 1 名増員	総務担当理事
F	14-05-08	第 6 条、第 7 条：新設に伴い先進理工学専攻を追加 電子光システム学科から電子物理システム学科へ、電子 光システム学専攻から電子物理システム学専攻へ名称 変更の予定のため追加	総務担当理事
G	17-06-09	第 7 条：学生会員条項を修正 第 16, 23 条：書面の他、電磁的記録も可能とした 第 20 条、第 23 条：評議員に関する項目を加筆修正	総務担当理事
H	22-5-20	第 4 条：EWE 活性化委員会運営を追加 第 30 条、第 33 条、第 34 条：定時総会を通常総会に改 めた。	総務担当理事
I	23-5-26	第 11 条：地方本部長 2 名を理事に追加するため理事の 定員を 30 人と改訂する。 第 20 条：高年齢の評議員の定年制を導入する。	総務担当理事

